

有財第 315 号
平成21年11月6日

課長・局長 各位

有田町長 岩永正太
(公印省略)

平成 22 年度予算編成方針について(通知)

平成 20 年秋、米国に発生した金融不安は、またたく間に世界規模の経済危機に発展し、戦後最大級とも言われる世界同時不況を引き起こした。主要国政府の財政出動等により最悪の状態は脱したといわれるものの、住宅や自動車、耐久消費財等に対する需要拡大は依然低調であるため本格的・自立的回復にはまだ遠く、雇用情勢も極めて厳しい状況である。

国内経済にあつては、昨年来数次の経済対策が講じられてきたが、景気回復の足取りは重く、設備投資の大幅な減少や雇用情勢の急速な悪化という見方に変化が現れるには未だ至っていない。そのような中、新政権が発足し、中央の行政改革や地域主権のための分権改革、大規模な税制改革など、新政権の公約が断行される様相となっており、景気動向も不透明な状況となっている。

平成 21 年 9 月に閣議決定された「平成 22 年度予算編成の方針について」において、ムダ使いや不要不急の事業を根絶することなどにより、既定予算についてはゼロベースで厳しく優先順位を見直し、できるかぎり要求段階から積極的な減額を行うこととするなどの方針で臨むこととされている。

このような中、国は「ひもつき補助金」の廃止と「一括交付金」の創設、直轄事業負担金や暫定税率の廃止などを打ち出しており、地方税財政制度の大幅な変更も見込まれることから、県や本町の財政運営にも影響が出てくると思われる。

たとえば、暫定税率の廃止に伴う地方の減収分約 0.8 兆円については、約 1 兆円の直轄事業負担金の廃止によって手当てされると言われているが、直轄事業負担金の財源の 7 割は地方債で対応しているため、一般財源ベースでは減収分に見合わないこととなっている。

新政権の政策には「新たな地方財政調整・財源補償制度の創設」や「地域主権の確立」「地方再生」等が盛り込まれているものの、厳しい国家財政を考慮すれば、自動車関係諸税の動向と同様に、慎重な対応を講じていく必要がある。とりわけ公共事業や公務員の人件費については、国の抑制方針と同様に徹底した見直しなどにより、相当な縮減を求められる情勢となっている。

しかしながら、現段階においては、制度変更の詳細が明らかになっておらず、本町の予算にどう影響してくるのかが不明な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、平成 22 年度予算編成に当たっては、当面現行制度を前提とした集中改革プラン等に基づく編成作業を行うこととし、町民の声を反映し、真に必要なとされる施策への重点化を図るなど、従来までの手法・考え方を思い切って見直し、限られた財源の効率的、効果的な配分を行い、真に町民の期待に応えうる予算を編成するものとする。

また、今後、国の予算編成に係る方針や具体的な予算編成内容によっては、本町の予算編成方針の大幅な変更もありえる。

1 予算編成の基本方針

平成 22 年度は有田町総合計画に基づき、地域資源を活かし、その特性を伸長しつつ均衡ある発展をめざす地域づくり展望を踏まえ、町民の声を反映し、真に必要とされる施策への重点化を図るなど、従来までの手法・考え方を思い切って見直し、限られた財源をより効率的、効果的な活用を図っていかねばならない。

そのため、すべての事務事業について、引き続きゼロベースからの点検を行い、平成 21 年度事務事業評価を予算編成に反映させていくとともに、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した予算編成に努めるものとする。

各課においては、柔軟に、大胆に、そして斬新な発想で様々な施策を展開していくとともに、我々の果たすべき責務と解決すべき難題、課題に対する英知を結集し、熱意をもって平成 22 年度予算を編成する。

記

平成 22 年度予算は、有田町総合計画に掲げる本町の施策の実現を目指す予算とし、限られた財源を重点的・効率的に配分しメリハリのある予算を編成する。

〈施策の実現〉

- ・ 協働により、行財政の効率化を図るまち
- ・ 共に支えあう、健やかなまち
- ・ 安全・安心な、やすらぎに満ちたまち
- ・ 新しい出会いにつながる交流のまち
- ・ 伝統を生かした、活力ある産業を創るまち
- ・ ゆとりある心が育つ結いのまち

2 予算編成の基本的な考え方

(1) 骨格予算の編成

平成 22 年度の当初予算の編成に当たっては、平成 22 年 4 月が町長の改選期にあたるため、骨格予算として編成することとする。

については、義務的経費や経常に支出を要する経費など当初予算での計上を必要とするものを除き、計上を留保し、町長改選後に肉付け予算編成を行うものとする。

ただし、各課からの予算要求については、年間に要する一般財源等・事業費を把握するため、通年予算として要求するものとする。

(2) 有田町総合計画施策の計画的な実行

現在策定している有田町総合計画(平成 20 年度～平成 29 年度)の施策に基づき、事業の計画的な実行を図る。

(3) 行財政緊急プログラムの実現

集中改革プラン及び財政健全化計画からなる行財政緊急プログラムを踏まえた予算編成とする。

(4) 自律的な予算編成

現下の町政の緊急課題に対し、限りある財源を重点的・効率的に配分するため、すべての事務事業及び実施体制について、事業の廃止を含め根本的な見直しを聖域なく行い、再構築を図ること。

(5) 事務事業評価の反映

事務事業の効果的な展開を図るため、事務事業評価により決定された方針に基づき、予算編成に反映させるものとする。

(6) 制度改正等に対する対応

国、県の予算、地方財政計画等が未確定であるので、原則として現行制度を前提として予算編成を行うものとするが、予算案決定までに制度の「創設・変更・縮減」等が明らかになったものについては、可能な限り当初予算に反映させるものとする。また、交付金等の包括化については、複数所管にまたがることが予想されるため、積算等について漏れがないように十分協議を行うこと。

(7) 歳入・歳出予算の適切な算定

歳入・歳出予算の見積りに当たっては、最新のデータを使用し、実際の執行状況や他課の類似事業等を参考にするなど、適切な算定を行うものとする。

(8) 歳入の確保

歳入面においては、未利用財産の売却や遊休財産の活用等を図るとともに、事務事業評価結果等も考慮し、使用料・手数料、負担金等の見直しを行うなど受益と負担の適正化を図ることとする。

(9) 課長等の責務に基づく詳細な査定による要求

各課・局・室長は、その責務として、本町の厳しい財政状況と社会経済情勢の変化を認識したうえで、徹底した事務事業の見直しと歳出の抑制、財源の確保に努めるとともに、本町が直面している様々な行政需要に的確に対処していくことを基本とし、詳細な査定を行ったうえで予算要求を行うこと。また、提出期限を厳守すること。

3 全般的な留意事項

(1) 予算の経費区分

歳出予算は、別紙「歳出予算の経費区分」により、「A 経費:義務的経費」「B 経費:準義務的経費」「C 経費:臨時的経費」「D 経費:政策的経費」「E 経費:一般行政経費」に区分する。

(2) 経費別の要求基準

別紙「経費別の要求基準」に示すとおり、

- ・ 「A 経費:義務的経費」「B 経費:準義務的経費」「C 経費:臨時的経費」は、所要見込額
- ・ 「D 経費:政策的経費」は、所要見込額
- ・ 「E 経費:一般行政経費」は、各課の配分額以内の額

(3) 債務負担行為

債務負担行為の設定が必要なものについては、事業内容、規模等について十分精査のうえ、安易に後年度の財政負担を招かないように留意し、要求すること

※設定済みの債務負担行為について、今後の支出見込額等について、再度確認を行うこと

(4) 予算単価及び参考見積

- ・ 積算に当たっては、最近における実績を考慮するとともに、別に定める単価表(賃金単価等)も参考にし、過大・過小の見積りとならないように留意すること。
- ・ 参考見積りは、その内容が 1 社からしか購入できないもの、1 社にしか発注できないものを除き、必ず 2 社以上から取り寄せ、平均単価を用いるなど、過大・過小の見積りとならないように留意すること。

(5) 実態に即した予算要求

要求見積りにあたっては、21 年度執行見込額及び 21 年度上半期の執行状況等を加味して積算し、不用額や不足額が生じないように見積もること。また、業者から取り寄せた見積金額のみに頼ることなく、見積りの条件や実施方法の妥当性などについても精査すること。

(6) 適正負担に基づく町民サービス

施設利用や各種行政サービスの提供において、受益者に応分の負担を求めることは、町民負担の公平化の観点からも大切な要素である。安易に「住民負担を軽くすることがより良い行政サービス」という固定観念を持たず、適正負担のあり方を検証したうえで、事業を実施すること。

(7) 町民等との協働を視野に入れた事業立案

今後の行政運営のあり方を考えた場合、町民等と行政との協働が不可欠となってきている。単に、行政の補完的な役割を期待する「協働」ではなく、町民等の独創性や英知を結集できる「協働」のあり方を主眼に置き、既存事業の見直しや再構築を行うこと。

(8) コスト意識を持った予算編成

コスト意識を持ち、前例にとらわれることなく、積極的に事業の見直しを進めること。具体的には、次のような視点を携えた予算編成を行うこと。

- ① 必要性・・・行政が担う必然性があるか
- ② 効率性・・・投入するすべての行政コストに見合う成果が見込めるか
- ③ 有効性・・・期待される効果を最大化できる手法が選択されているか
- ④ 優先性・・・上記①②③の視点を踏まえたうえで、さらに他事業よりも緊急性が高いものであるか。

(9) 合併支援の効果的活用

合併自治体への財政支援となる国・県の合併交付金及び合併特例債を活用できるものは活用して、一般財源の持ち出しを最小限に抑えるように努めること。活用期間は以下のとおり。

- ・ 合併特例債(起債) → 平成 27 年度事業まで
- ・ 国合併市町村補助金 → 平成 27 年度まで
- ・ 県合併市町村交付金 → 平成 22 年度まで

※合併支援の目的としては、「旧町間の格差是正」「住民の一体感の醸成」など

(10) 公共施設の建設、大規模改修及び管理運営等

① 建設、大規模改修

建設費または大規模改修の積算に当たっては、当該施設の耐用年数に相当する期間の管理運営費を含めたライフサイクルコスト(※)を考慮し、総合的に経済的な建設方法を検討すること。

※ ライフサイクルコスト・・・建築コストだけでなく、維持管理や改修・廃棄に必要なコストも含めた構造物のコスト

② 管理運営

ア) 利用効率の悪い期間や時間帯を点検し効率的な管理を行うとともに、地域の協力を得ながら協働による管理手法を検討すること。

イ) 利用者の受益と負担のあり方を総合的に検討すること

ウ) 利用のしやすさを考慮し、民間的発想を取り入れた柔軟な施設の利用促進を検討すること。

エ) 指定管理者制度の活用を積極的に検討すること。

(11) 歳入・歳出要求の前提

①歳入面・・・(ア)総計予算主義に基づき、すべての歳入について計上すること。

(イ) 国及び県補助金はもとより、財団法人等助成事業の活用を十分検討し、財源確保に最大限努めること。

②歳出面・・・(ア) 新規事業で 22 年度以降も経常的な経費に該当するものについては、各課配分額内で対応することとし、その経費も含めて「E経費：一般行政経費」で要求すること。

(イ) 上記(ア)以外の経費(義務的経費、準義務的経費、政策的経費、臨時的経費)についても、予算編成方針に沿った要求を行うこと。

(ウ) 扶助費について、特に町単独の扶助費については事業の根本まで遡り、事業の存廃を含めた見直しを聖域なく行うこと。

(エ) 補助金・助成金についてもゼロベースの視点に立った見直しを図ること。

(オ) 車両購入については、原則として予算計上を見合わせること。

(カ) 投資的経費について

投資的経費については、事業の必要性、優先性、効果等を十分検討したうえで確実に見積もること。補助事業については、承認が得られず後日予算の減額または単独事業へ振り替えることがないよう、関係機関との連絡を密にし、的確に見積もること。

また、補助事業費の積算にあたっては、工事雑費、事務費の限度額(率)を明示するとともに、可能な限り人件費に計上すること。

なお、国、県の補助事業といえども安易に予算計上することなく、事業の緊急性、必要性、行政効果等を十分検討し、課内で優先順位を厳選したうえで、後年度負担を含む中長期的な視点から予算計上すること。

〈見積りにあたっての視点〉

① 本来補助事業で実施できるものを単独で行っていないか

② 合併支援(国・県交付金、合併特例債)を受けられる事業ではないか

③ 事業計画にあたって、新たな用地取得を要する場合は確実な見直しは立っているか

④ 事業実施後に生じるランニングコストは十分検証されているか。

(12)年度途中での補正について

年度途中での補正予算は、真にやむを得ない場合以外には行わないこととするため、将来見通しを確実にし、内容を精査して要求すること

4 個別的留意事項

【 歳入面 】

(1)町税

町税収入については、経済情勢や制度改正の動向及び課税対象を的確に把握し積算するとともに、庁内外で連携できるものは連携しながら、機動的な組織運営により収納率の向上に努めること。また、町民の負担の公平・適正化の観点から、収入未済額の削減に向けた徴収を強化すること。なお、税制改正等の内容が明らかになり次第、平成 22 年度予算への影響見込額について資料を作成し提出すること。

(2)地方譲与税・各種交付金

過去の実績等を十分勘案し、的確な見積りを行うこと

(3)分担金・負担金、使用料・手数料等

受益者負担の適正化の観点から、安易に「負担増は行政サービスの低下につながる」といった認識はせず、公正な費用負担の確保に努めること。

また、設定単価の検証、改定の要否についての検討を行い、検討の結果、改定の必要が生じた場合は、改定原案(原価計算等の設定根拠となる資料)を提出すること。

(4)国庫支出金・県支出金

- ・ 国や県の新年度予算編成の動向、制度見直しに留意し、補助基本額や補助率等を的確に把握し、過大見積りや年度途中での大幅な補正が生じないようにすること。
- ・ 交付金等の包括化に伴う制度変更については、該当課と協議し、漏れのないようにすること。

(5)町債

町債発行による公債費は後年度負担として財政運営に大きく影響するため、「平成 21 年度地方債同意等基準」等に基づき、対象事業および充当率を精査し積算すること。

(6)その他の歳入

- ・ 過去の実績や基礎数値の推移などから、平成22年度に見込み得るすべてについて積算・計上すること。
- ・ 未収金の徴収については、関係各課の連携を深めるなど、その取組みを強化するとともに、納めやすいしくみについても検討し、収納率の向上に努めること。

(7)公有財産の有効活用

公有財産については、その性格、活用見通しを判断し、処分可能な土地については積極的に売却を検討するなど、有効活用策を検討すること。

【注意】財源の充当について

平成 22 年度予算編成においては、特定財源を除く一般財源を配分し、特定財源は当該事業に充当することとなるが、下記の特定期財源については充当先を限定するため、当該事業等への充当は行えない。

1. 保育料(公立保育園分) → 保育園費「人件費」へ充当
 2. 保育料(私立保育園分) → 児童福祉総務費「保育所入所委託費」に充当
 3. 基礎年金事務費交付金
福祉年金事務費交付金
国民年金協力・連携事務費
- } 国民年金事業の必要最低限の事務費を
差し引いた残を「人件費」に充当
4. 住宅使用料 → 必要最低限の事務費を差し引いた残を「人件費」「公債費」に充当
 5. 有田磁石場組合事務費負担金 → 商工費「人件費」に充当
 6. 県民税徴収交付金 → 賦課徴収事業の必要最低限の事務費を差し引いた残を「人件費」に充当
- ※その他特定財源においても、充当可能な充当先がない場合などは人件費等の財源に充てる場合があります。

【 歳出面 】

(1)1節 報酬

- ・ 特別職(常勤・非常勤)の報酬は、現行条例の額によること。
- ・ 人数は、平成 22 年 4 月 1 日現在の見込み人数によること。
- ・ 各種委員会、審議会については、過去の実績等を考慮し、定数や開催回数の見直しを検討すること。

(2)2節～4節 給料・職員手当等・共済費

- ・ 平成 22 年 4 月 1 日現在の見込み人員、給料表を基礎に積算すること。退職等に伴う前年度との変動内容について明らかにしておくこと
- ・ 時間外勤務手当については、十分精査のうえ計上すること

(3)7節 賃金

- ・ 臨時職員の雇用は必要最小限とし、次に掲げる場合に積算・計上すること。
 - ① 雇用しなければ事務事業の執行が不可能な場合
 - ② 雇用することによって、職員の時間外勤務手当の削減が明らかに認められる場合
- ※ 「様式 8 嘱託職員・臨時職員雇用要望調書」により提出
- ・ 季節的な繁忙等による臨時雇用については、事務の効率化と改廃、業務分担等を含め、ゼロベースの視点に立った見直しを行い、削減に努めること

(4)8節 報償費

- ・ 委員謝礼等は、出席率等も考慮して適切に見積もること
- ・ 参加賞に類似する報償費は、ゼロベースの視点に立って、必要性和内容を検討すること

(5)9節 旅費

- ① 普通旅費・・・過去の実績、21 年度上半期の執行状況等から年間所要額を見積もり、その必要性、人数等を調整し節減に努めること
- ② 特別旅費・・・大会旅費及び宿泊を伴う出張は、原則認めない。特別な理由がある場合は計上理由及び内容について、財務システムへの要求見積額入力の際に説明欄に記述するか、参考資料として提出すること。

- ③費用弁償・・・各種委員会分については、再度その委員会の必要性、委員の人数等の
検証を廃止も含めて行い、積算すること、

(6)10節 交際費

実績等を考慮し、節減の方向で検討すること

(7)11節 需用費

- ① 消耗品費 …… 在庫の状況等も精査したうえで、可能な限り節減に努めること
- ② 光熱水費 …… 節電・節水に努め削減を図ること。新規分の計上漏れ等がないように留意すること
- ③ 燃料費 …… 単価は「平成 22 年度予算見積単価表」によること
- ④ 食糧費 …… 出席者に報酬等が支払われている会議等の食糧費は、原則として認めない。なお、これ以外についても、対象人員の見直しや会議時間の短縮、会議時間設定の工夫などにより、極力抑制に努めること
- ⑤ 印刷製本費 …… 原則、内部印刷(自前作成)とする。カラー印刷または大量印刷により外部印刷が必要な場合は、契約方法、実績単価、作成部数等を十分精査のうえ積算すること。
- ⑥ 修繕費 …… 必要最小限の要求とする。ただし、法的更新が必要なものや年次計画等により修繕を要するものについては、修繕内容を精査したうえで所要額を適正に見積もること。

(8)12節 役務費

①通信運搬費

極力、節減に努めること。必ずしも封書による通知が必要でない場合は、葉書での通知を検討すること。

②保険料

建物災害保険料及び自動車共済保険料(任意)、同(自賠責)は、別紙資料により要求すること

③その他広告料、手数料等

実績、内容等を十分精査して要求を行うこと。

(9)委託料

- ① 法令等によるものを除き、これまでの例にとらわれることなく必要性、費用対効果等を踏まえ、委託の是非も含め、仕様の見直しなどを必ず行い、より一層の削減に努めること
- ② 引き続き、長期継続契約の検討などを行いながら、経費の節減を図ること

【既に長期継続契約をしているもの】

- ・歳出予算要求見積書の説明欄に、長期継続契約であることと契約期間を必ず入力すること。
- ・要求書提出時に契約書の写しを添付すること

(10)14節 使用料及び賃借料

土地借上料、有料道路通行料、駐車料等、適正額を見積もること。

(11)15節 工事請負費

- ① 工事請負費については緊急性、必要性、優先度等十分検討を加え、最新の契約状況等を参考に見積もること。なお、施工時期や積算単価についても留意し、工事コストの縮減に努めること。
- ② 写真、位置図、平面図等を参考資料として1部添付すること。
- ③ 関連する経費及び他課と関連する経費について相互連絡をとること。
- ④ 大規模改修・修繕(100万円以上)に類するものは、施設の老朽化を勘案し、計画的に維持補修を行うことを前提とするが、原則として一件査定(一件審査)とするので、優先順位を付して要求すること。また、対象施設に関する過去の改修・修繕の経過及び今後の計画、改修・修繕を行うことでの効果などについても、資料を作成のうえ提出すること。

(12)17節 公有財産購入費

購入予定面積、単価等に基づく明確な積算を行うこと。

(13)18節 備品購入費

- ・ 既存備品の破損や故障等による購入を除き、新規購入は見合わせる
- ・ 車両の新規購入は認めない

(14)19節 負担金、補助金及び交付金

- ① 各種補助金・・・補助の終期を設定するように努め、目的の達成度合いや社会情勢に即して必要性を検証することとし、補助率及び補助単価等の根拠、目的、算出基礎等を再点検したうえで積算すること。

特に、多額の剰余金の生じている団体、交付が長期わたっている団体、事業目的が類似している団体等に対する補助金は、見直しを行うこと。

- ② 負担金・・・新規負担金を計上する場合は別紙により資料を提出するとともに、研修参加負担金を計上する場合はその内容と積算資料を提出することとし、必要最小限にとどめること。
- ③ 一部事務組合等負担金・・・一部事務組合等の負担金については、一部事務組合と構成市町と組合の予算を十分協議のうえ、予算要求を行うこと。なお、本町の厳しい財政状況を念頭に置いて、組合に対しても行財政改革の取組みを促すこと。

※見直しに当たっては、関係者と十分な情報交換、協議を行い、町としての説明責任を果たし理解を求めながら行うこと。

(15)20節 扶助費

法令に基づく扶助費については、制度改正の動向、単価、対象件数の推移等を的確に把握し、関係機関と十分調整をとり過大見積りとならないよう積算すること。

(16)25節 積立金(基金利子)

各基金に係る利子については、会計課の積算による額に基づき、歳入・歳出予算を漏れなく計上すること。

5 特別会計・公営企業会計

特別会計及び企業会計においては、その会計の設置目的に基づいて適正な運営に努めるとともに、徹底した事業の効率化と収入の確保を図り、一般会計からの繰出金の増加が今後の財政運営に影響を及ぼすことを考慮し、独立採算性の堅持と健全経営に最大限の努力を払うこと。

平成20年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の公表が義務付けられ、そのうち、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率については、特別会計等も含めた連結ベースの指標である。このことを念頭に置き、すべての会計において健全性を高めるべく、一般会計同様に事務事業の見直しを徹底して行うこと。